

令和 6 年度保育所等利用者負担額（保育料）（案）について （お知らせ）

令和 6 年度保育所等利用者負担額（以下「保育料」という。）（案）について、お知らせします。

保育料（案）については、令和 6 年 3 月市会で御審議いただくこととしており、決定しましたら、再度、お知らせします。

1 令和 6 年度保育料表（案）について

令和 6 年度保育料表（案）は、令和 5 年度保育料表から変更ありません。

※ 令和 6 年度保育料表（案）については、このお知らせの 5 ページ以降に掲載しております。

2 保育料について

保育料は、子どもの年齢、階層区分（市民税額により決定）、世帯の状況、利用時間等によって決定します。

階層区分については、現在、保育園（所）等を御利用いただいている方については、これまでにお示ししている利用者負担額決定通知又は利用者負担額変更決定通知（複数ある場合は最も直近の通知を御覧ください）を御覧ください。

また、これから保育園（所）等を御利用される方については、令和 6 年 4 月下旬以降に、御利用の保育園（所）等を通じて利用者負担額決定通知をお渡しいたします。

◇ 適用される利用者負担額（保育料）表

利用する施設・事業所	年齢区分	利用者負担額表	ひとり親世帯等 (第9階層以下)
保育園（所）・幼保連携型及び保育所型 認定こども園（保育園部分）	0～2歳児	表A	表A-2
地域型保育事業（小規模保育事業所等）	0～2歳児	表B	表B-2
幼稚園型認定こども園（保育園部分）	0～2歳児	表C	表C-2

※ 年齢区分については、4 月の満年齢により決定するため、年度途中に年齢が上がっても、保育料は変更しません。ただし、教育標準時間認定（1 号）の子どもについては、年度途中に 3 歳になって途中入園した場合等は、無償化の対象として保育料が無料となります。

※ 年齢区分（令和 6 年度利用の場合）

令和 3 年 4 月 2 日以降生まれの児童

令和 3 年 4 月 1 日以前生まれの児童

0～2歳児

3～5歳児



◇ 階層区分

階層区分		世帯区分
①		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
②		市民税非課税世帯
市民税課税世帯	③	市民税均等割のみ課税世帯
	④	市民税所得割課税額 34,999 円以下
	⑤	35,000 円以上 ～ 41,999 円以下
	⑥	42,000 円以上 ～ 48,599 円以下
	⑦	48,600 円以上 ～ 58,099 円以下
	⑧	58,100 円以上 ～ 67,599 円以下
	⑨	67,600 円以上 ～ 77,100 円以下
	⑩	77,101 円以上 ～ 86,999 円以下
	⑪	87,000 円以上 ～ 96,999 円以下
	⑫	97,000 円以上 ～ 102,599 円以下
	⑬	102,600 円以上 ～ 110,899 円以下
	⑭	110,900 円以上 ～ 124,999 円以下
	⑮	125,000 円以上 ～ 138,599 円以下
	⑯	138,600 円以上 ～ 168,999 円以下
	⑰	169,000 円以上 ～ 174,599 円以下
	⑱	174,600 円以上 ～ 211,200 円以下
	⑲	211,201 円以上 ～ 300,999 円以下
	⑳	301,000 円以上 ～ 357,999 円以下
	㉑	358,000 円以上 ～ 396,999 円以下
	㉒	397,000 円以上 ～

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。

※ 平成 30 年度分から、京都市など政令指定都市の市民税の税率が 6 % から 8 % に変更されましたが、利用者負担額（保育料）は旧税率（6 %）を用いて計算します。

平成 30 年以降、1 月 1 日時点で政令指定都市に住所があった方が課税資料を確認される際は、所得割額に 6 / 8 を乗じて計算し直したうえで利用者負担額（保育料）の表を御覧ください。

◇ 適用される保育料の区分

保育料の区分	適用要件
(a)基準額	(b)、(c)以外の子ども
(b)子どもはぐくみ応援額 (基準額の半額) (以下の金額)	① 2 人以上の子どもが保育園(所)等を同時に利用している場合の 2 人目の子ども(全階層) ② 保育園(所)等の同時入所を問わず世帯内の第 2 子(第 9 階層以下) ③ ひとり親世帯等の第 1 子(第 9 階層以下)
(c)無料	① 生活保護世帯(第 1 階層) ② 市民税非課税世帯(第 2 階層) ③ 3 人以上の子どもが保育園(所)等を同時に利用している場合の第 3 子以降(全階層) ④ 保育園(所)等の同時入所を問わず世帯内の第 3 子以降(第 16 階層以下) ⑤ ひとり親世帯等の第 2 子以降(第 9 階層以下)

○ ひとり親世帯等とは、保護者又はその世帯内の子ども（支給認定児童を含む）が以下に該当する場合を言います。

- ・ 配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・ 特別児童扶養手当、障害基礎年金の支給対象者

など

◇ 保育利用時間について

徴収区分		保育利用時間
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

【保育料算定の例】

階層区分	世帯区分	0歳～2歳児(保育園(所)・幼保					
		基 準 額					
		保育短時間認定	8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間
①	2歳未満の子を有する世帯及び2歳以上3歳未満の子を有する世帯(児童福祉法第11条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
③	市民税均等割のみ課税世帯	3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500
④	市民税均等割課税額 34,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100	7,300
⑤	35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	8,100
⑥	42,000円以上 ～ 48,999円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300	8,500
⑦	49,000円以上 ～ 58,999円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700	15,200
⑧	59,000円以上 ～ 67,999円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800	19,500
⑨	68,000円以上 ～ 77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,300	24,000
⑩	77,201円以上 ～ 86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300	25,100
⑪	87,000円以上 ～ 96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,500	26,200
⑫	97,000円以上 ～ 102,999円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600	27,400

(例) 父母両方とも市民税所得割額がそれぞれ 40,000 円で、2 歳の子どもが 1 人いて、保育園に 10 時間預けている場合
 ○世帯での市民税額、
 (父)40,000 円+(母)40,000 円
 =80,000 円⇒⑩階層となる。
 ○保育利用時間が 10 時間であることから、利用者負担額 (保育料) は 24,300 円 (月額) となります。

3 保育園 (所) 等に係る令和 6 年度予算について

国の基準では、保護者の皆様に約 55 億円の保育料を御負担いただくこととなりますが、本市では、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和 6 年度は本市独自に約 15 億円の財源を投入し、保育料の総額について、国基準保育料総額に対する保護者負担の割合を、約 71.8%に軽減しております。

令和6年度予算(保育認定分)

保育所等の運営に係る総経費 約484億円		
保護者負担 約40億円 (8.3%)	京都市による充実分 及び負担軽減分 約69億円 (14.2%)	国・都道府県・市町村による義務的負担 約375億円 (77.5%)
本市独自の 保護者負担の軽減 約15億円 (うち本市独自財源約15億円)		
本来の保護者負担額 (国基準) 約55億円	京都市による 充実分	国・都道府県・市町村による義務的負担

参考 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

児童の年齢や利用している施設等によって、無償化の内容が異なりますので御注意ください。

<幼児教育・保育の無償化の内容>

年齢区分（認定区分）	無償化の内容
満3歳～5歳児（教育認定）	所得に関係なく、満3歳に達する日以後、無償化の対象です。
3歳児～5歳児（保育認定）	所得に関係なく、満3歳に達する日以後、最初の4月から無償化の対象です。
0歳児～2歳児（保育認定）	市民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。

※ 無償化対象児童が認可保育施設・事業所を利用した場合、保育料をお支払いいただく必要はありません（手続き不要）。

※ ただし、給食費などの実費分については各保育施設・事業所等にお支払いが必要ですので、御注意ください。

※ また、1号認定児童が幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）で預かり保育の無償化を受けるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

幼児教育・保育の無償化について、利用施設別にまとめた冊子
「《幼児教育・保育の無償化》利用施設別の御案内」については、
京都市情報館に掲載しております。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254985.html>



幼児教育・保育の無償化及び施設等利用給付認定の詳細については
京都市情報館の専用ページを御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254845.html>



【保育園（所）等の利用にあたってのお願い】

保育園等の利用は、就労や通勤等により、保育を必要とする理由に該当し、
保育が必要となる時間に限られます。土曜日などのお仕事がお休みの日や、
早めのお迎えが可能な日等は、御家庭での保育に御協力いただきますようお願いいたします。

<お問合せ先> 京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
TEL 075-251-2390

表A案(令和6年度)

保育認定

階層区分	0歳～2歳児(保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園)													
	基準額							子どもはぐくみ応援額						
	保育短時間認定	保育標準時間認定						保育短時間認定	保育標準時間認定					
		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	3, 800	4, 000	4, 100	4, 200	4, 400	4, 500	4, 600	1, 700	1, 700	1, 700	1, 700	1, 700	1, 700	1, 700
④	6, 200	6, 400	6, 600	6, 900	7, 100	7, 300	7, 500	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000
⑤	6, 800	7, 100	7, 400	7, 600	7, 800	8, 100	8, 300	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000
⑥	7, 300	7, 500	7, 800	8, 000	8, 300	8, 500	8, 800	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000
⑦	12, 800	13, 300	13, 800	14, 200	14, 700	15, 200	15, 600	5, 700	5, 700	5, 800	5, 900	6, 000	6, 100	6, 100
⑧	16, 500	17, 000	17, 600	18, 300	18, 800	19, 500	20, 000	6, 700	6, 700	6, 800	6, 900	7, 000	7, 100	7, 100
⑨	20, 300	21, 100	21, 700	22, 500	23, 200	24, 000	24, 700	8, 100	8, 100	8, 400	8, 500	8, 700	8, 900	8, 900
⑩	21, 200	22, 000	22, 800	23, 500	24, 300	25, 100	25, 800	8, 100	8, 100	8, 400	8, 500	8, 700	8, 900	8, 900
⑪	22, 200	23, 000	23, 800	24, 600	25, 500	26, 200	27, 000	8, 100	8, 100	8, 400	8, 500	8, 700	8, 900	8, 900
⑫	23, 100	24, 000	24, 900	25, 700	26, 600	27, 400	28, 200	8, 100	8, 100	8, 400	8, 500	8, 700	8, 900	8, 900
⑬	29, 100	30, 100	31, 200	32, 300	33, 400	34, 400	35, 400	10, 400	10, 400	10, 900	11, 100	11, 400	11, 600	11, 600
⑭	30, 000	31, 200	32, 300	33, 300	34, 400	35, 600	36, 600	10, 400	10, 400	10, 900	11, 100	11, 400	11, 600	11, 600
⑮	30, 900	32, 000	33, 100	34, 200	35, 400	36, 500	37, 600	10, 400	10, 400	10, 900	11, 100	11, 400	11, 600	11, 600
⑯	36, 500	37, 900	39, 200	40, 500	41, 900	43, 200	44, 500	13, 300	13, 300	13, 900	14, 000	14, 200	14, 400	14, 400
⑰	42, 200	43, 700	45, 200	46, 800	48, 300	49, 800	51, 300	13, 300	13, 300	13, 900	14, 000	14, 200	14, 400	14, 400
⑱	48, 200	49, 800	51, 600	53, 400	55, 200	56, 900	58, 600	19, 200	19, 200	19, 700	19, 900	20, 100	20, 400	20, 400
⑲	49, 900	51, 600	53, 400	55, 300	57, 100	58, 900	60, 700	19, 200	19, 200	19, 700	19, 900	20, 100	20, 400	20, 400
⑳	57, 400	59, 400	61, 600	63, 600	65, 800	67, 800	69, 900	20, 100	20, 100	20, 700	20, 900	21, 100	21, 400	21, 400
㉑	62, 600	64, 900	67, 100	69, 500	71, 700	74, 100	76, 300	20, 500	20, 500	21, 100	21, 200	21, 400	21, 600	21, 600
㉒	77, 500	80, 300	83, 100	86, 000	88, 800	91, 600	94, 400	25, 800	25, 800	26, 500	26, 600	26, 800	27, 100	27, 100

表B案(令和6年度)

保育認定

階層区分	0歳～2歳児(小規模保育事業等)													
	基準額							子どもはぐくみ応援額						
	保育短時間認定	保育標準時間認定						保育短時間認定	保育標準時間認定					
		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	3, 600	3, 700	3, 800	4, 000	4, 100	4, 200	4, 300	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500
④	5, 400	5, 600	5, 800	6, 000	6, 200	6, 400	6, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600
⑤	6, 000	6, 200	6, 400	6, 700	6, 900	7, 100	7, 300	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600
⑥	6, 200	6, 500	6, 700	6, 900	7, 200	7, 400	7, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600
⑦	11, 600	12, 000	12, 500	12, 900	13, 400	13, 800	14, 200	5, 000	5, 000	5, 000	5, 100	5, 200	5, 300	5, 300
⑧	14, 100	14, 600	15, 100	15, 700	16, 200	16, 700	17, 200	5, 800	5, 800	5, 900	6, 000	6, 100	6, 200	6, 200
⑨	17, 400	18, 000	18, 700	19, 400	20, 000	20, 700	21, 300	7, 000	7, 000	7, 300	7, 400	7, 500	7, 700	7, 700
⑩	19, 000	19, 700	20, 500	21, 200	21, 900	22, 600	23, 300	7, 000	7, 000	7, 300	7, 400	7, 500	7, 700	7, 700
⑪	21, 900	22, 800	23, 600	24, 400	25, 300	26, 100	26, 900	7, 000	7, 000	7, 300	7, 400	7, 500	7, 700	7, 700
⑫	22, 900	23, 800	24, 700	25, 500	26, 400	27, 300	28, 100	7, 000	7, 000	7, 300	7, 400	7, 500	7, 700	7, 700
⑬	27, 300	28, 400	29, 400	30, 400	31, 500	32, 500	33, 500	9, 000	9, 000	9, 400	9, 600	9, 900	10, 000	10, 000
⑭	29, 600	30, 600	31, 600	32, 700	33, 800	34, 900	36, 000	9, 000	9, 000	9, 400	9, 600	9, 900	10, 000	10, 000
⑮	30, 600	31, 700	32, 900	34, 100	35, 200	36, 400	37, 500	9, 000	9, 000	9, 400	9, 600	9, 900	10, 000	10, 000
⑯	33, 300	34, 500	35, 800	37, 100	38, 300	39, 600	40, 800	11, 500	11, 500	12, 000	12, 100	12, 300	12, 400	12, 400
⑰	34, 400	35, 700	37, 000	38, 300	39, 600	40, 900	42, 200	11, 500	11, 500	12, 000	12, 100	12, 300	12, 400	12, 400
⑱	36, 200	37, 600	38, 900	40, 300	41, 700	43, 100	44, 400	16, 600	16, 600	17, 000	17, 200	17, 300	17, 600	17, 600
⑲	37, 500	38, 900	40, 300	41, 800	43, 200	44, 600	46, 000	16, 600	16, 600	17, 000	17, 200	17, 300	17, 600	17, 600
㉑	40, 300	41, 900	43, 400	44, 900	46, 500	48, 000	49, 500	17, 300	17, 300	17, 900	18, 000	18, 200	18, 500	18, 500
㉒	43, 300	44, 900	46, 600	48, 200	49, 900	51, 500	53, 100	17, 700	17, 700	18, 200	18, 300	18, 500	18, 600	18, 600
㉓	53, 900	56, 000	58, 000	60, 000	62, 100	64, 000	66, 100	22, 200	22, 200	22, 800	22, 900	23, 100	23, 400	23, 400

表C案(令和6年度)

保育認定

階 層 区 分	0歳～2歳児(幼稚園型認定こども園)													
	基 準 額							子どもはぐみ応援額						
	保育短時間 認定	保育標準時間認定						保育短時間 認定	保育標準時間認定					
		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	3, 500	3, 700	3, 800	3, 900	4, 100	4, 200	4, 200	1, 600	1, 600	1, 600	1, 600	1, 600	1, 600	1, 600
④	5, 700	5, 900	6, 100	6, 400	6, 600	6, 700	6, 900	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800
⑤	6, 300	6, 600	6, 800	7, 000	7, 200	7, 500	7, 700	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800
⑥	6, 700	6, 900	7, 200	7, 400	7, 700	7, 800	8, 100	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800
⑦	11, 800	12, 300	12, 700	13, 100	13, 600	14, 000	14, 400	5, 300	5, 300	5, 400	5, 400	5, 500	5, 600	5, 600
⑧	15, 200	15, 700	16, 200	16, 900	17, 400	18, 000	18, 500	6, 200	6, 200	6, 300	6, 400	6, 500	6, 600	6, 600
⑨	18, 700	19, 500	20, 000	20, 800	21, 400	22, 200	22, 800	7, 500	7, 500	7, 800	7, 800	8, 000	8, 200	8, 200
⑩	19, 600	20, 300	21, 000	21, 700	22, 400	23, 200	23, 800	7, 500	7, 500	7, 800	7, 800	8, 000	8, 200	8, 200
⑪	20, 500	21, 200	22, 000	22, 700	23, 500	24, 200	24, 900	7, 500	7, 500	7, 800	7, 800	8, 000	8, 200	8, 200
⑫	21, 300	22, 200	23, 000	23, 700	24, 600	25, 300	26, 000	7, 500	7, 500	7, 800	7, 800	8, 000	8, 200	8, 200
⑬	26, 900	27, 800	28, 800	29, 800	30, 800	31, 800	32, 700	9, 600	9, 600	10, 100	10, 200	10, 500	10, 700	10, 700
⑭	27, 700	28, 800	29, 800	30, 700	31, 800	32, 900	33, 800	9, 600	9, 600	10, 100	10, 200	10, 500	10, 700	10, 700
⑮	28, 500	29, 500	30, 600	31, 600	32, 700	33, 700	34, 700	9, 600	9, 600	10, 100	10, 200	10, 500	10, 700	10, 700
⑯	33, 700	35, 000	36, 200	37, 400	38, 700	39, 900	41, 100	12, 300	12, 300	12, 800	12, 900	13, 100	13, 300	13, 300
⑰	39, 000	40, 300	41, 700	43, 200	44, 600	46, 000	47, 300	12, 300	12, 300	12, 800	12, 900	13, 100	13, 300	13, 300
⑱	44, 500	46, 000	47, 600	49, 300	50, 900	52, 500	54, 100	17, 700	17, 700	18, 200	18, 400	18, 600	18, 800	18, 800
⑲	46, 100	47, 600	49, 300	51, 000	52, 700	54, 400	56, 000	17, 700	17, 700	18, 200	18, 400	18, 600	18, 800	18, 800
㉑	53, 000	54, 800	56, 900	58, 700	60, 700	62, 600	64, 500	18, 600	18, 600	19, 100	19, 300	19, 500	19, 800	19, 800
㉒	57, 800	59, 900	61, 900	64, 100	66, 200	68, 400	70, 400	18, 900	18, 900	19, 500	19, 600	19, 800	19, 900	19, 900
㉓	71, 500	74, 100	76, 700	79, 300	81, 900	84, 500	87, 100	23, 800	23, 800	24, 500	24, 600	24, 700	25, 000	25, 000

ひとり親世帯等

この表は、第9階層までのひとり親世帯等が対象です。
下記の金額は第1子にかかる保育料です。第9階層までのひとり親世帯等の第2子以降の保育料は既に無料になっています。

○ 表A－2案

(0歳～2歳児(保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園))

階層区分	保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
		保育標準時間認定					
		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
①	0	0	0	0	0	0	0
②	0	0	0	0	0	0	0
③	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
④	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
⑤	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
⑥	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
⑦	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
⑧	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100
⑨	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900

○ 表B－2案

(0歳～2歳(小規模保育事業等))

階層区分	保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
		保育標準時間認定					
		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
①	0	0	0	0	0	0	0
②	0	0	0	0	0	0	0
③	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
④	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
⑤	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
⑥	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
⑦	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300	5,300
⑧	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,200
⑨	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700

○ 表C－2案

(0歳～2歳児(幼稚園型認定こども園))

階層区分	保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
		保育標準時間認定					
		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
①	0	0	0	0	0	0	0
②	0	0	0	0	0	0	0
③	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
④	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
⑤	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
⑥	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
⑦	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	5,600
⑧	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,600
⑨	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200